

議第三号

徳島県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年三月六日

提出者

杉本直樹 来代正文
川端正義 岡本富治
樫本孝 丸若祐二
嘉見博之 岩丸正史
黒崎章 白木春夫

徳島県議会議長

森田正博殿

徳島県議会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会議規則（昭和五十四年徳島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長が在職する場合においては、改正後の第四十七条第一項の規定は適用せず、改正前の第四十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。